

別表9 再生硬質塩化ビニル管

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	廃棄された硬質塩化ビニル管・継手を再生資源として含有した塩化ビニル管・継手及び公共ますを対象とする。
② 品質・性能	以下のいずれかの基準に適合していること。 「JIS K9797:2006 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」 「JIS K9798:2006 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」 「JIS K6741:2016 硬質ポリ塩化ビニル管」 「JSWAS K-1:2010 下水道用硬質塩化ビニル管」 「JSWAS K-7:2008 下水道用硬質塩化ビニル製ます」 (公益社団法人日本下水道協会) 「AS58:2020 (排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 (REP))」 「AS62:2011 (下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (RS-VU))」 (塩化ビニル管・継手協会)
③ 再生資源の含有率	再生硬質塩化ビニルを、製品の重量比で30%以上含有していること。 ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
④ 環境に対する安全性	a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 b. 再生硬質塩化ビニル以外の再生資源を用いる場合は、原則として原料（再生資源）が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項に定める溶出量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出がある場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。
⑤ 品質管理	a. 原則として、次のいずれかに該当する工場において製造がなされていること。 ・ 「JIS K 9797:2006 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、「JIS K 9798:2006 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、「JIS K 6741:2016 硬質ポリ塩化ビニル管」に基づくJISマーク製品の製造が可能な工場 ・ 公益社団法人日本下水道協会の下水道資器材製造工場の認定を受けた工場 ・ ISO 9001の認定を受けた工場 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥ 環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表9-1に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表9-1 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	---